

## 富山県跨道橋連絡部会（仮称）

## 設立趣意書（案）

トンネル、橋梁等の道路構造物については、道路法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 39 号）及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 426 号）に基づき、5 年に一度の近接目視による定期点検が義務付けられたところである。

道路を跨ぐ施設について、道路法上の道路に関しては、各道路管理者により定期点検が実施されるとともに、その状況は「富山県道路メンテナンス会議」を通じて把握されることとなる。

一方、道路法上の道路以外の施設に関しても、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防ぐ観点、ならびに災害時における緊急輸送ネットワークを確保する観点から、それら施設の下に位置する道路管理者としても点検や修繕の状況等を共有する必要がある。

については、対象施設の管理者と関係する道路管理者間とで、相互に連絡調整を行い、関連する情報の共有により、協力して老朽化対策に取り組むことを目的に、富山県道路メンテナンス会議の専門部会として「富山県跨道橋連絡部会（仮称）」を設置するものである。

平成 27 年 3 月 27 日

# 今後の跨道橋・跨線橋の対応について

		上の管理者		都道府県 市区町村	道路法外		
		高速会社	直轄		公社	その他	鉄道
	下の管理者	高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	その他	鉄道
		高速会社	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">道路メンテナンス会議</p> <p style="text-align: center; color: blue;">【都道府県単位で設置済み】</p> <p style="text-align: center;">＜会長＞ 国道事務所</p> </div>				<p style="text-align: center; color: green; font-weight: bold;">跨道橋 連絡部会 (仮称)</p> <p style="text-align: center; color: green;">【道路メンテ ナンス会議の 専門部会】</p> <p style="text-align: center;">＜会長＞ 国道事務所</p>
	直轄						
	公社						
	都道府県 市区町村 ※緊急輸送道路						
道路 法外	その他	個別協議			—————	—————	
	鉄道	<p style="text-align: center; color: orange; font-weight: bold;">地方連絡会議(整備局毎に設置済)</p> <p style="text-align: center;">＜事務局＞ 整備局・運輸局</p>				—————	—————